

平成二十八年国家公安委員会規則第一号

国家公安委員会審査請求手続規則

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、及び警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会等に対する不服申立てに関する規則（平成四年国家公安委員会規則第二号）の全部を改正するこの規則を制定する。

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 審査請求に関する一般的手続（第三条―第二十七条）

第三章 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に関する審査請求に関する手続（第二十八条）

附則

第一章 総則

第一条 この規則は、国家公安委員会に対する審査請求に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 この規則で使用する用語は、行政不服審査法（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

第二章 審査請求に関する一般的手続（審理官）

第三条 警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会に対して審査請求がされたときは、審査庁（法）に規定する審査庁としての国家公安委員会をいう。以下同じ。）が行う審理に関する事務を補佐させるため、審理に関する事務を行うに必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる警察庁の職員のうちから審理官を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に対し書面により通知するものとする。ただし、法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

2 長官は、前項の規定により二人以上の審理官を指名する場合には、そのうち一人を、当該二人以上の審理官が行う事務を総括する者として指定するものとする。

3 長官が第一項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。一 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

二 審査請求人
三 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
四 審査請求人の代理人
五 前二号に掲げる者であった者
六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
七 利害関係人

4 長官は、審理官が前項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、当該審理官に係る第一項の規定による指名を取り消さなければならない。

5 審理官は、審査庁が行う審理を補佐するに当たっては、警察庁の職員たる身分を示す証明書を携帯し、審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人。以下同じ。）の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 審理官は、法の規定による裁決がなされるに熟したと認めるときは、速やかに審理経過調書を作成し、これを審査庁に提出して審理の状況を報告しなければならない。

第四條 法、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第百九十一号）第二十三条第三項において「令」という。）及びこの規則の規定による審査庁への書類その他の物件の提出は、警察庁を経由して行うものとする。

第五條 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第十一条第二項の規定による総代の互選の命令は、書面により行うものとする。2 審査庁は、総代が選任され、又は解任されたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

第六條 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第十三条第一項の許可をし、又はしないこととしたときは、当該許可の申請をした利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項の規定による参加の要求は、書面により行うものとする。3 審査庁は、利害関係人が新たに参加人となつたとき又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（補正の命令の方式）
第七條 法第二十三条の規定による補正の命令は、書面により行うものとする。

第八條 法第二十五条第三項の規定による処分庁の意見の聴取は、書面により行うものとする。2 審査庁は、法第二十五条第二項又は第三項の規定による執行停止をしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁（処分庁が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。法第二十五条第二項の申立てが行われた場合において、同項の規定による執行停止をしないこととしたときも、同様とする。

第九條 審査庁は、法第二十六条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

第十條 審査庁は、法第二十七条の規定による審査請求の取下げがあつたときは、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合には参加人。第二十六条第二項において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、前項に規定する審査請求の取下げがあつたときは、法第三十二条第一項若しくは第二項又は法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。この場合において、当該書類その他の物件の返還は、別記様式第一号の還付書と引換えに行わなければならない。

第十一條 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第二項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。

第十二條 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十条第一項又は第二項に規定する相当の期間を定めたときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

第十三條 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第二項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第一項の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。
一 一事案の件名
二 意見の陳述の日時及び場所
三 意見の陳述をした者の氏名及び住所
四 意見の陳述の要旨
（補佐人同伴の許可の通知）
第十四條 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第三項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

第十五條 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十二条第三項に規定する相当の期間を定めたときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

第十六條 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の申立てが行われた場合において、同条の規定による物件の提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第一項の規定による意見の聴取又は法第三十七条第一項の規定による意見の聴取の場において行われる場合であつて、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。

第十七條 審査庁は、法第三十二条第一項若しくは第二項又は法第九条第三項の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第二号の提出物目録を作成しなければならない。

第十八條 審査庁は、法第三十二条第一項若しくは第二項又は法第九条第三項の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第二号の提出物目録を作成しなければならない。

第十九條 審査庁は、法第三十二条第一項若しくは第二項又は法第九条第三項の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第二号の提出物目録を作成しなければならない。

第二十條 審査庁は、法第三十二条第一項若しくは第二項又は法第九条第三項の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第二号の提出物目録を作成しなければならない。

- 一 事案の件名
- 二 提出を受けた年月日
- 三 提出人の氏名及び住所
- 四 提出を受けた書類その他の物件の種類
- 2 審査庁は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る書類その他の物件の提出人に交付しなければならない。
- 3 審査庁は、必要がなくなったときは、速やかに、提出を受けた書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。
- 4 第十條第二項後段の規定は、前項の規定による返還について準用する。
- (証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知)
- 第十八條 審査庁は、法第三十二條第一項若しくは第二項又は法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三條の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
- (参考人の陳述の通知等)
- 第十九條 審査庁は、法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十四條の申立てが行われた場合において、同條の規定による参考人の陳述又は鑑定を求め、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
- 2 法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十四條の規定による参考人の陳述又は鑑定の要求は、書面により行うものとする。
- 3 第十六條第一項ただし書の規定は第一項の規定による通知について、第十三條第二項の規定は口頭による法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十四條の規定による参考人の陳述について、それぞれ準用する。
- (検証の通知等)
- 第二十條 審査庁は、法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十五條第一項の申立てが行われた場合において、同項の規定による検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
- 2 法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十五條第二項の規定による通知は、書面により行うものとする。
- 3 審査庁は、法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十五條第一項の規定による

- る検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調査を作成するものとする。
- 一 事案の件名
- 二 検証の日時及び場所
- 三 立会人の氏名及び住所
- 四 検証の結果
- 4 第十六條第一項ただし書の規定は、第一項の規定による通知について準用する。
- (質問の通知等)
- 第二十一條 審査庁は、法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十六條の申立てが行われた場合において、同條の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
- 2 審査庁は、法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十六條の規定による質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。
- 3 第十六條第一項ただし書の規定は第一項の規定による通知について、第十三條第二項の規定は口頭による法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十六條の規定による質問について、それぞれ準用する。
- (意見の聴取の通知等)
- 第二十二條 審査庁は、法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七條第一項の規定により審理関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。
- 2 法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七條第三項の規定による通知は、書面により行うものとする。
- 3 第十三條第二項の規定は、法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七條第一項又は第二項の規定による意見の聴取について準用する。
- (提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取の方式等)
- 第二十三條 法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十八條第二項の規定による提出人の意見の聴取は、書面により行うものとする。
- 2 法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十八條第三項の規定による指定は、

- 別記様式第三号の提出書類閲覧日時等指定書を添付して行うものとする。
- 3 令第十二條第二項の審査庁が定める書類は、別記様式第四号のとおりとする。
- (手続の併合又は分離の通知)
- 第二十四條 審査庁は、法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第三十九條の規定により数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離したときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
- (審理手続の終結の通知の方式)
- 第二十五條 法第九條第三項の規定により読み替えて適用する法第四十一條第三項の規定による審理手続を終結した旨の通知は、書面により行うものとする。
- (裁決書の謄本の送達的方式等)
- 第二十六條 法第五十一條第二項又は第四項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書を付して行うものとする。
- 2 審査庁は、法第五十一條第二項ただし書の規定による公示の方法による送達をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
- (証拠書類等の返還に関する規定の準用)
- 第二十七條 第十條第二項後段の規定は、法第五十三條の規定による返還について準用する。
- 第三章 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に関する審査請求に関する手続
- (審理官に関する規定の適用除外等)
- 第二十八條 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八條第一項に規定する審査請求及び個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百四條第一項に規定する審査請求（次項において「行政機関情報公開法等に関する審査請求」という。）については、第三條、第十條第二項、第十一條から第二十五條まで及び第二十七條の規定は、適用しない。
- 2 行政機関情報公開法等に関する審査請求についての第二章の規定の適用については、第五條第一項中「法第九條第三項」とあるのは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第十八條第二項又は個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七

- 号。以下「個人情報保護法」という。）第百四條第二項」と、第六條第一項及び第二項中「法第九條第三項」とあるのは、「行政機関情報公開法第十八條第二項又は個人情報保護法第百四條第二項」とする。
- 附則
- 1 この規則は、法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
- 2 行政庁の処分又は不作為についての国家公安委員会に対する不服申立てであつて、法の施行前にされた行政庁の処分又は法の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 附則（令和元年六月二一日国家公安委員会規則第三号）抄
- (施行期日)
- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 附則（令和二年二月二八日国家公安委員会規則第一三号）
- (施行期日)
- 第一条 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
- 附則（令和四年三月三一日国家公安委員会規則第一一号）
- この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十條の規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

別記様式第1号 (第10条、第17条、第17条、第27条関係)

別記様式第1号 (第10条、第17条、第17条関係) (令和3年度より適用)

発行年度 年 月 日

国家公安委員会 発

氏名

下記の員数の物件の選定を決定し、提出した。

記			
番号	種	目	数

取添書 官職 氏名 係

備考 用紙の大きさは、日本標準規格 A 4 とする。

別記様式第2号 (第17条関係)

別記様式第2号 (第17条関係) (令和3年度より適用)

発行年度 年 月 日

国家公安委員会 回

行政不服審査法の の規定により、下記のとおり
を受理した。

記

案 号 の 内 容			
氏 名	住 居	提出申請日	年 月 日

番号	種	目	数

取添書 官職 氏名 係

(提出人への返答事項) 提出した物件の選定を決定し、提出した物件の選定を決定した。

備考 用紙の大きさは、日本標準規格 A 4 とする。

別記様式第3号 (第23条関係)

別記様式第3号 (第23条関係) (令和3年度より適用)

発行年度 年 月 日

国家公安委員会 回

この案 年 月 日に受理された行政不服審査の件については、行政不服審査法第4条第3項の規定により即時解決を適用する旨に通知した。2項の規定により下記のとおりその即時解決の判断を決定したので通知する。

記

1 判断の日時 年 月 日
時 分 秒

2 判断の場所

(返答事項) 判断の通知し、この決定書を送付すること。

備考 1 用紙の大きさは、縦横で用紙 A 4 とする。
2 用紙の大きさは、日本標準規格 A 4 とする。

別記様式第4号 (第23条関係)

別記様式第4号 (第23条関係) (令和3年度より適用)

発行年度 年 月 日

国家公安委員会 発

行政不服審査法第4条第3項の規定により、即時解決を適用する旨に通知した。

収入印紙貼付欄

備考 用紙の大きさは、日本標準規格 A 4 とする。